【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年６月21日提出
【計算期間】	第16期特定期間 （自　平成24年９月21日　至　平成25年３月21日）
【ファンド名】	海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし）
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　後藤　修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	髙畠　泰之
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1823
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ａ．ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／債券に属し、主として日本を除く世界主要先進国の公社債に実質的に投資し、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券 公債）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	グローバル （除く日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ あり （　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （債券 公債））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 公債に投資を行います。
年４回	目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （除く日本）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（除く日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし （注）	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。

※ベビーファンド（当ファンド）で日本を除く世界主要先進国の物価連動国債などを直接組み入れる場合があります。

b．ファンドの特色

1．主として海外物価連動国債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて、日本を除くＧ７構成国が発行する物価連動国債に分散投資し、日本を除くＧ７構成国の物価連動国債市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
◆主要先進国であるＧ７構成国（日本を除く）が発行する物価連動国債に分散投資することによりファンド全体の信用リスクを抑制します。

Ｇ７とは
「先進７ヵ国財務相・中央銀行総裁会議」の略称。日本・アメリカ・イタリア・ドイツ・フランス・イギリス・カナダの財務相と中央銀行総裁が集まって、国際経済や通貨問題、金融政策について意見を交換し、主要先進国間の政策協調を推進する目的から1986年に創設された会議体です。

日本を除くＧ７構成国

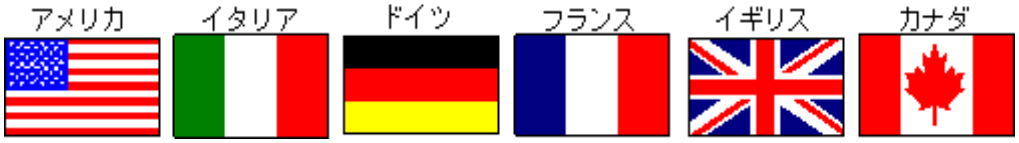

◆国別配分は、原則として各国の物価連動国債の時価総額比率に準じた構成とすることを基本とします。また、投資対象国の経済ファンダメンタルズ分析などに基づいて一定の範囲内で投資比率を調整する場合があります。
◆公社債の実質組入比率については、原則として高位を保ちます。
◆運用にあたっては、バークレイズ世界インフレ連動国債インデックス（Ｇ７除く日本、円ベース）をベンチマークとします。

バークレイズ世界インフレ連動国債インデックス（G7除く日本）

日本を除くＧ７構成国の物価連動国債市場のパフォーマンスを表す指標として、バークレイズ（本社：イギリス）が時価総額加重方式にて算出している指数です。

採用銘柄は、クーポン種類、発行規模、信用格付け、非居住者の投資可否などの観点からバークレイズが決定します。

採用国は、アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダです。

（2013年４月末現在）

※採用国は今後変更になる場合があります。

２．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆当ファンドは、マザーファンドを通じてまたは直接、主として米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て、カナダドル建ての債券に投資し、為替変動リスクを分散します。

◆為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により基準価額は大きく変動することが考えられます。一般に、円安になれば基準価額に対してプラス（値上がり）に作用し、円高になればマイナス（値下がり）に作用します。

当ファンドの資金動向、市場動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

物価連動国債とは

◆物価と連動して元本と利金が増減する国債です。

物価連動国債は、物価に連動して元本が増減します。また、利金額は増減後の元本額に、発行時に決まる所定の利率を乗じて計算されます。したがって、発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元本額と受け取る利金額が増加します。

	利金額	元本額
通常国債	固定	額面金額で変わらず
物価連動国債	物価に応じて増減	物価に応じて増減

物価連動国債の収益＝利金収入＋物価に連動した値上がり益※

※物価が上昇した場合は元本額が増加しますが、物価が下落すると元本額は減少します。

通常国債と物価連動国債の相違点

●通常国債は、金利が上昇すると価格が下落します。
●物価連動国債は、物価上昇を伴う金利上昇では、価格が下支えされます。

物価連動国債の基本的な仕組み

物価連動国債は、物価に連動して元本が増減します（この増減後の元本を「想定元本」といいます。）。また、利金額は利払い時点の想定元本に、発行時に決まる所定の利率を乗じて計算されます。したがって、発行後に物価が上昇すれば、その上昇率に応じて元本額と受け取る利金額が増加します。

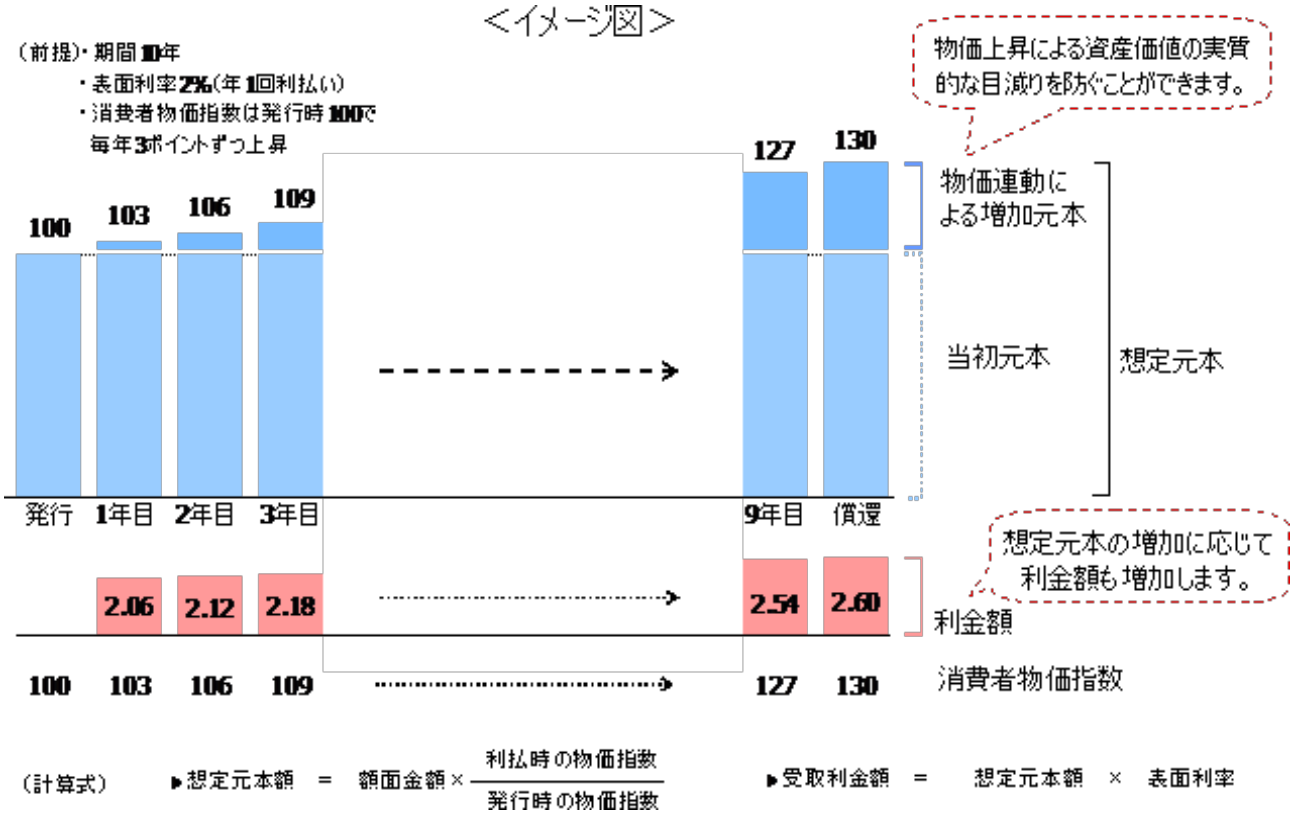

上図は物価連動国債の一般的な仕組みを簡略化して示したものであり、発行国によっては仕組みが異なる場合があります。
上図では毎年一定幅で物価指数が上昇することとしていますが、実際には上昇幅が変動または物価指数が下落する場合があります。また、償還時点の物価水準が発行時に比べて低い場合は、イギリスやカナダなど一部の国が発行する物価連動国債は償還額が当初元本を割り込むことがあります。
上図は為替変動や運用管理費用（信託報酬）などを考慮していません。また、上図は当ファンドの将来の投資成果を保証するものではありません。

＜物価連動国債の値動き＞

物価連動国債は、物価が上昇すると想定元本が増える仕組みを持っているため、その値動きは金利動向および物価動向の影響を受けます。

＜金利動向と物価動向が物価連動国債の価格に与える影響＞

		金利	物価
物価連動国債の価格	上昇 ⬆	低下	上昇
	下落 ⬇	上昇	下落

上図は物価連動国債の価格変動特性を示したものですが、債券価格は発行体の信用状態の変化など上記以外の要因によっても変動する場合があります。当ファンドの基準価額は為替変動や利子・配当等収益、運用管理費用（信託報酬）などの影響も受けるため、上図と異なる動きをする場合があります。また、上図は当ファンドの将来の投資成果を保証するものではありません。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ります。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

■原則として、年４回（毎年３月、６月、９月、12月の各月20日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
◆分配金額は、基準価額水準、市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。
※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

● 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

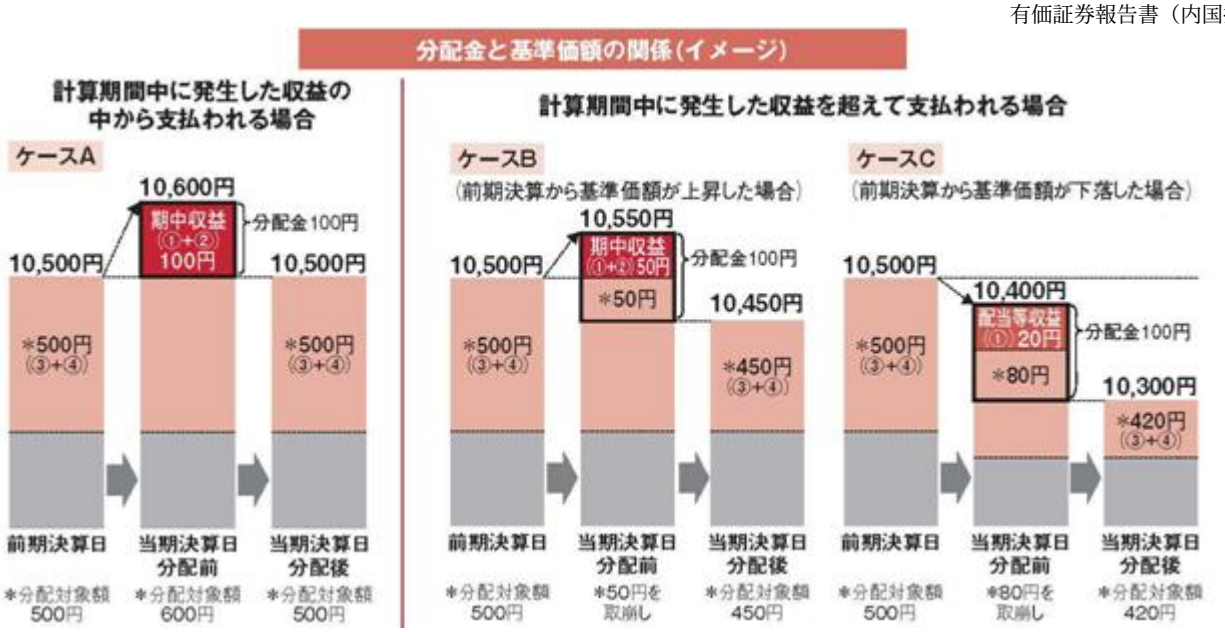

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円
ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円
ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができま

す。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年３月11日　　関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成17年３月31日　　投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ａ．ファンドの仕組み

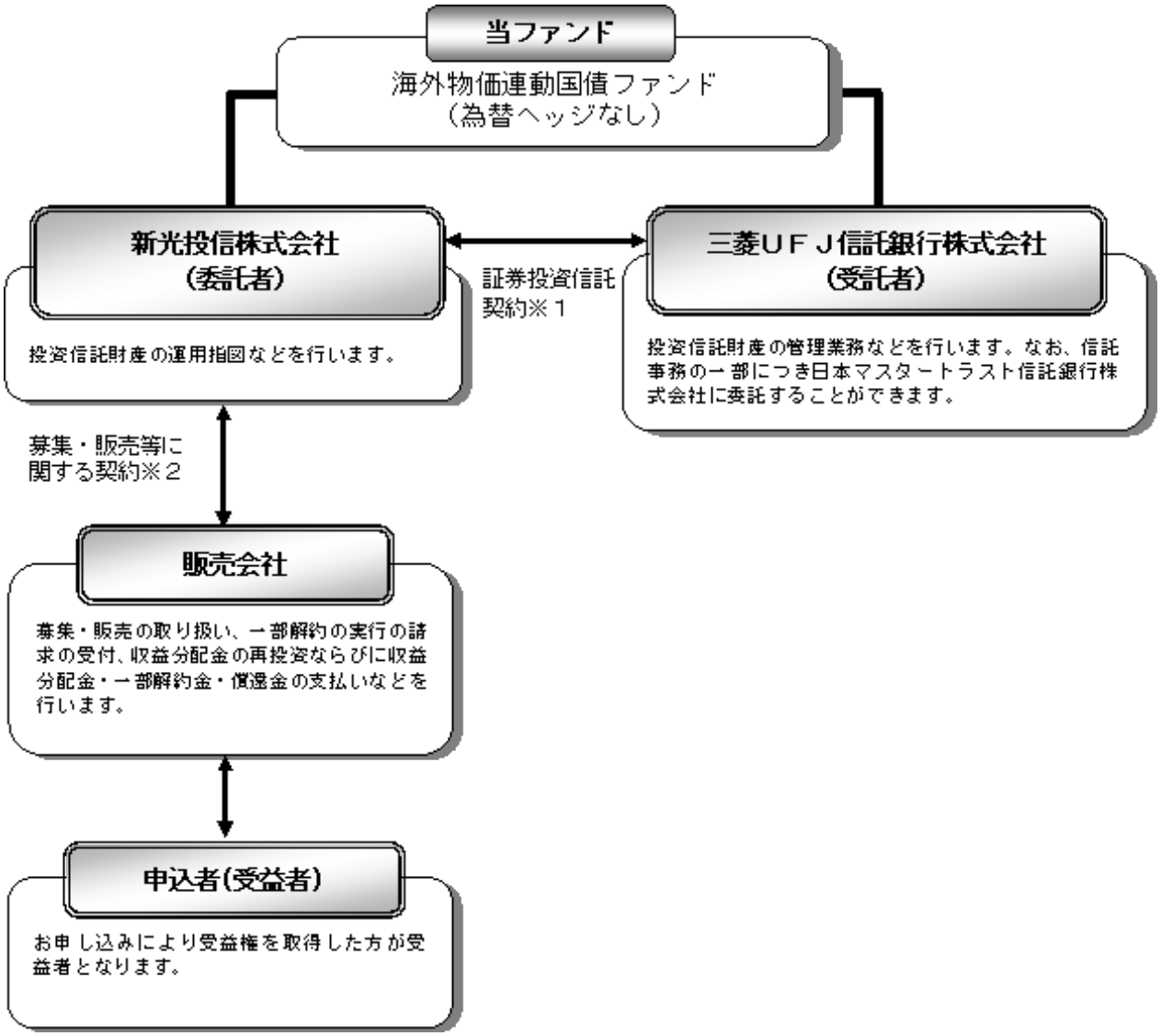

※１　証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※２　募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

ｂ．委託会社の概況

（イ）資本金の額（平成25年４月末現在）

資本金の額　45億2,430万円
会社が発行する株式総数　3,000,000株
発行済株式総数　1,823,250株

（ロ）委託会社の沿革

昭和36年６月　大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月　新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月　有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成８年８月　投資顧問業者の登録
平成８年12月　投資一任契約にかかる業務の認可
平成９年11月　投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月　証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年４月　太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（ハ）大株主の状況

（平成25年４月末現在）

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町１－５－１	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ＆コンサルティング	東京都中央区日本橋１－17－10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町１－１－５	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内１－３－３	91,029	4.99

２【投資方針】

(1)【投資方針】

ａ．基本方針

当ファンドは、海外物価連動国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

ｂ．運用の方法

（イ）主要投資対象

海外物価連動国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除くＧ７構成国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの６ヵ国）が発行する物価連動国債を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

① 海外物価連動国債マザーファンド受益証券ならびに日本を除くＧ７構成国が発行する物価連動国債に主として投資します。
② 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
③ 公社債の実質組入比率については原則として高位を保ちます。
④ ただし、ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）主な投資制限

① 株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予

約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への実質投資割合には特に制限を設けません。

マザーファンドの運用方針

海外物価連動国債マザーファンド

１．基本方針

この投資信託は、日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象として、長期的に安定した収益確保と投資信託財産の成長を目指します。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除くＧ７構成国（アメリカ、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、カナダの６ヵ国）が発行する物価連動国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として日本を除くＧ７構成国が発行する物価連動国債に投資し、日本を除くＧ７構成国の物価連動国債市場全体の動きを概ね捉えることを目指して運用を行います。

② 国別投資配分については、原則として各国の物価連動国債の時価総額比率に準じた構成とすることを基本としますが、投資対象国の経済ファンダメンタルズ分析などに基づいて一定の範囲内で国別投資比率を調整する場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 公社債の組入比率については、原則として高位を保ちます。

⑤ ただし、ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資割合には特に制限を設けません。

３．収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

※平成25年６月21日現在、「海外物価連動国債マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジあり）

(2) 【投資対象】

ａ．投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ｂ．運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された海外物価連動国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）

５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

７．コマーシャル・ペーパー

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

12．外国法人が発行する譲渡性預金証書

13．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

14．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

15．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第６号の証券および第８号の証券または証書のうち第６号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第１号から第５号までの証券および第８号の証券または証書のうち

第１号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第９号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ｃ．先物

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｄ．スワップ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

ｅ．金利先渡取引および為替先渡取引

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ホ）上記（ハ）（ニ）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ヘ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ト）委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a．当ファンドの運用体制

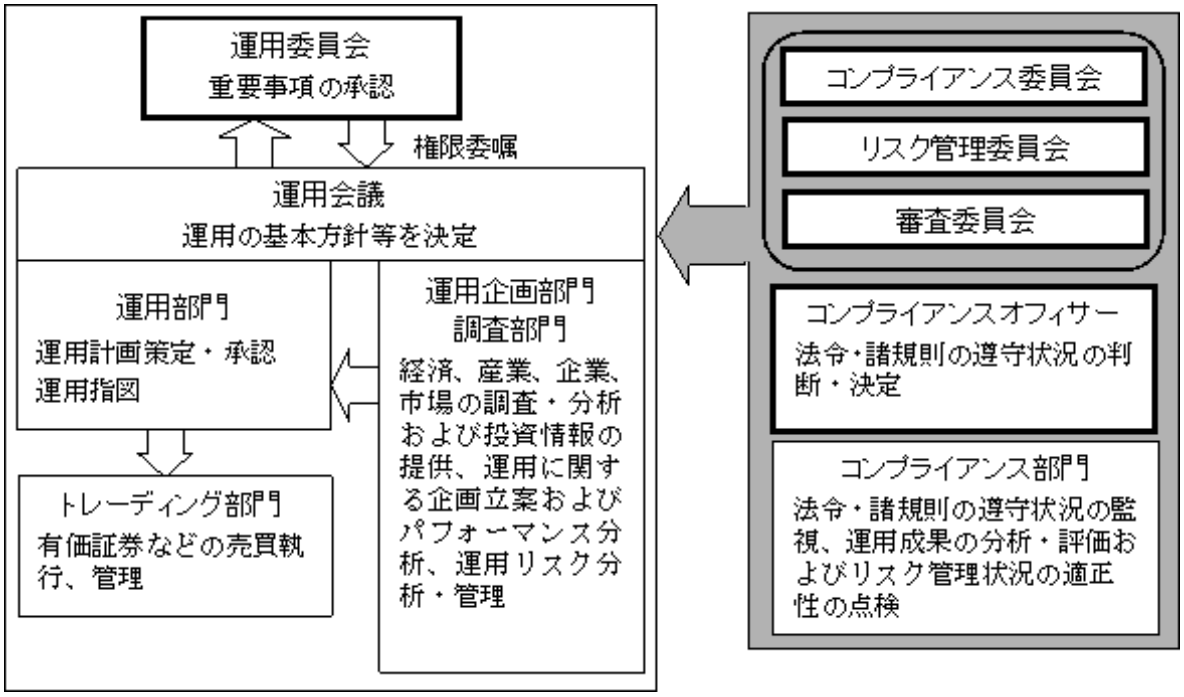

※上記は平成25年６月21日現在のものであり、今後変更になることがあります。

●PLAN
- 運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- 運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- 運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●DO
- ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- 売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE
- コンプライアンス部門（10～15名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- 運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（１名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

＜受託者に対する管理体制＞

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

ａ．収益分配は年４回、原則として、３月、６月、９月、12月の各月20日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２．分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

ｂ．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｃ．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ｄ．「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して５営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年１月４日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

ａ．株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ります。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

ｂ．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｃ．同一銘柄への投資割合

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には特に制限を設けません。

e．投資する株式の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

f．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

g．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

h．私募有価証券等への投資制限

委託者は、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

i．有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j．公社債の空売りの指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

k．公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、

担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

l．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

m．受託者の自己または利害関係人等との取引

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

② 法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損

失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

ａ．為替変動リスク

外国通貨建ての証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行わないため、円と投資対象通貨の為替変動の影響を直接受け、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

ｂ．物価変動リスク

物価変動リスクとは、実際の物価変動により、当ファンドがマザーファンドを通じて、または直接投資する物価連動国債から得られる償還金と利金額が変動するリスク、およびその受取予想額の変動により物価連動国債の価格が変動するリスクをいいます。

公社債が売買される市場において、将来の物価上昇率が以前の予想よりも低くなるという見方が広がると、金利水準が一定の場合、物価連動国債の価格は下落します。

これらの影響により当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｃ．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債（物価連動国債を含みます。）の価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合は公社債の価格は下落します。

当ファンドがマザーファンドを通じて、または直接投資する物価連動国債も、予想物価上昇率に変化がない場合、金利が上昇すると価格は下落します。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

金利の上昇は、一般に物価上昇によりもたらされることが多いのですが、この場合には、金利変動リスクのマイナスの影響が、上記ｂ．の物価変動リスクのプラスの影響により相殺され、価格の下落幅が小さくなったり、あるいは価格が下落しないことがあります。

ｄ．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じて、または直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｅ．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格や通貨価値が大きく変動することがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｆ．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｇ．他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ニ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理	：	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	：	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

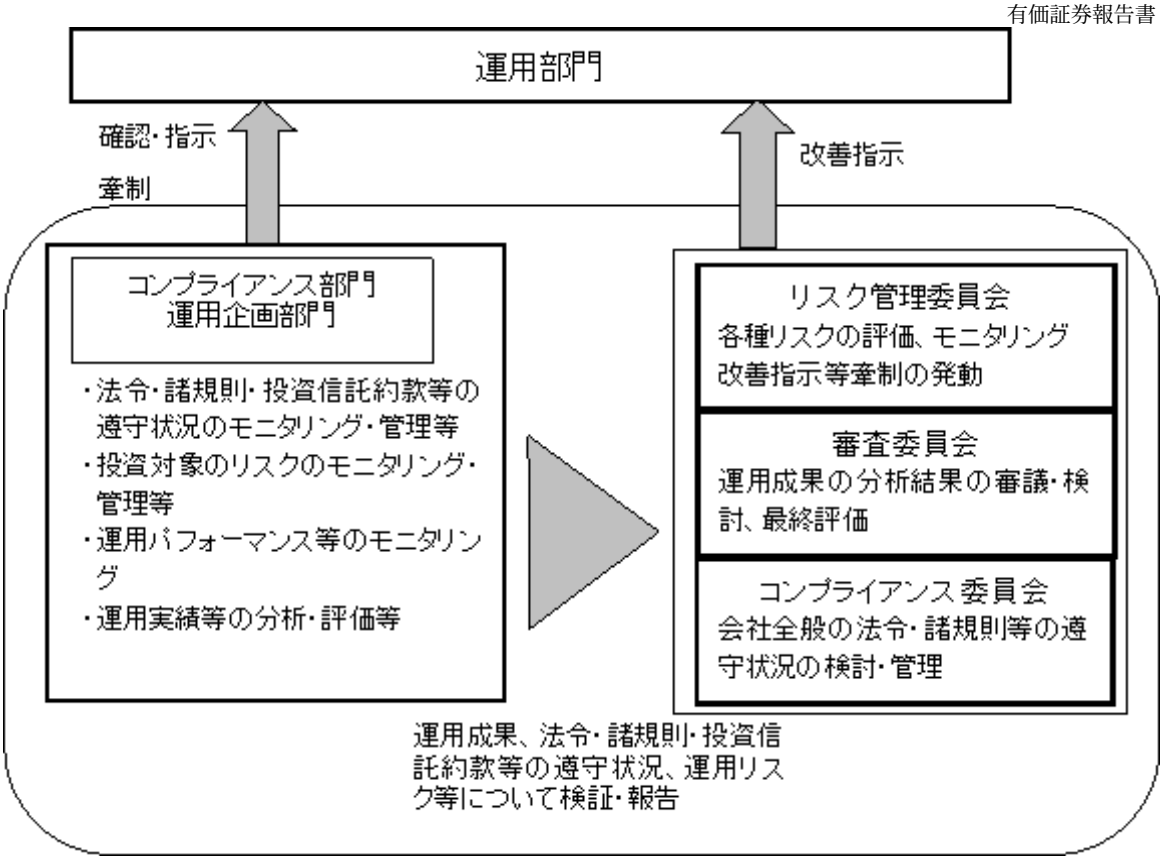

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料に消費税等（５%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社　ヘルプデスク
フリーダイヤル　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.shinkotoushin.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※1または「償還前乗り換え」※2により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※１「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※２「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

ａ．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除します。

※「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率（1.05%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分（年率）	委託者	純資産総額に対し年0.50925%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.49875%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.04200%（税込）

(4) 【その他の手数料等】

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表１）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表１）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表１）

期 間	税 率
平成25年１月１日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税７%、復興特別所得税0.147%および地方税３%）
平成26年１月１日以降	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ｂ．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表２）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

（表２）

期 間	税 率
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税７%および復興特別所得税0.147%）
平成26年１月１日以降	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

ｃ．個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「ｄ．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

ｄ．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。（前述の「収益分配金に関する留意事項」をご参照ください。）

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本とな

ります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5） 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成25年４月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資信託	海外物価連動国債マザーファンド受益証券	日 本	円 1,939,596,589	時価	% 99.8
			小 計	円 1,939,596,589	―	% 99.8
その他資産	コール・ローン等		日 本	円 3,823,803	負債控除後の取得価額	% 0.2
―	純資産総額			円 1,943,420,392	―	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「海外物価連動国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成25年４月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	国債証券	アメリカ	円 994,504,718	時価	% 49.2
			カナダ	円 59,211,800	時価	% 2.9
			ドイツ	円 91,812,562	時価	% 4.5
			イタリア	円 112,827,927	時価	% 5.6
			フランス	円 240,770,363	時価	% 11.9
			イギリス	円 468,991,403	時価	% 23.2
			小 計	円 1,968,118,773	―	% 97.3
その他資産	コール・ローン等		日 本 他	円 53,950,271	負債控除後の取得価額	% 2.7
―	純資産総額			円 2,022,069,044	―	% 100.0

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年４月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	海外物価連動国債マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	1,396,096,300	1.3225	1,846,337,357	1.3893	1,939,596,589	99.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成25年４月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託	99.80
合計	99.80

株式業種別投資比率（平成25年４月30日現在）

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「海外物価連動国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成25年４月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面	帳簿価額		評価額		利率（%）	償還期限	投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）			
1	TSY I/L GILT	イギリス	国債証券	300,000	20,410.23	74,539,885	21,050.27	77,276,415	1.1250	2037.11.22	3.82
2	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	300,000	15,225.58	64,959,636	15,563.16	66,983,062	3.6250	2028.04.15	3.31
3	TSY I/L STOC	イギリス	国債証券	100,000	59,205.44	59,205,446	58,984.46	58,984,463	7.4608	2020.04.16	2.91
4	TSY I/L STOC	イギリス	国債証券	100,000	54,093.10	54,093,105	54,452.56	54,452,563	6.2866	2024.07.17	2.69
5	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	500,000	10,510.73	52,372,081	10,596.78	53,263,654	0.1250	2023.01.15	2.63
6	TSY I/L STOC	イギリス	国債証券	100,000	53,506.14	53,506,142	53,225.55	53,225,553	7.5224	2016.07.26	2.63
7	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	400,000	11,437.05	52,180,315	11,278.77	51,910,798	2.3750	2017.01.15	2.56
8	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	400,000	11,423.34	50,172,482	11,305.55	50,088,571	1.6250	2018.01.15	2.47
9	TSY I/L GILT	イギリス	国債証券	200,000	20,476.96	46,436,729	20,877.37	47,590,812	1.2500	2032.11.22	2.35

10	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	300,000	12,766.72	41,808,097	13,214.07	43,237,381	2.3500	2019.09.15	2.13
11	BUONI POLIENNALI DEL TES	イタリア	国債証券	300,000	13,025.65	41,251,586	13,273.03	42,000,407	2.1000	2016.09.15	2.07
12	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	300,000	11,641.70	37,151,794	11,620.35	37,407,300	1.3750	2020.01.15	1.84
13	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	200,000	15,628.98	35,300,879	16,545.47	37,339,826	1.8000	2040.07.25	1.84
14	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	300,000	11,669.12	36,924,423	11,663.95	37,230,994	1.2500	2020.07.15	1.84
15	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	200,000	15,117.54	36,381,288	15,436.71	37,118,513	2.2500	2020.07.25	1.83
16	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	300,000	11,476.22	36,725,010	11,374.02	36,717,041	1.3750	2018.07.15	1.81
17	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	300,000	11,512.45	36,316,994	11,537.73	36,715,594	1.1250	2021.01.15	1.81
18	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	200,000	15,295.71	33,240,350	15,618.73	33,964,495	2.1000	2023.07.25	1.67
19	DEUTSCHLAND I/L BOND	ドイツ	国債証券	200,000	15,091.91	32,606,983	15,214.32	32,844,380	1.7500	2020.04.15	1.62
20	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	300,000	10,306.08	32,818,746	10,156.52	32,624,679	0.5000	2015.04.15	1.61
21	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	200,000	13,096.80	31,963,263	13,218.43	32,543,786	2.3750	2025.01.15	1.60
22	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	300,000	10,631.17	31,903,563	10,715.35	32,436,342	0.1250	2022.07.15	1.60
23	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	300,000	10,411.83	32,551,708	10,277.39	32,412,017	0.1250	2016.04.15	1.60
24	TSY I/L GILT	イギリス	国債証券	100,000	23,651.41	30,295,838	24,977.31	32,161,294	1.2500	2055.11.22	1.59
25	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	200,000	13,922.91	31,211,546	13,925.47	31,237,346	1.0000	2017.07.25	1.54
26	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	300,000	9,719.53	29,172,534	10,310.67	31,218,440	0.6250	2043.02.15	1.54
27	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	200,000	13,273.05	30,278,404	13,554.27	31,191,898	2.3750	2027.01.15	1.54
28	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	200,000	13,684.32	29,127,608	14,321.94	30,751,225	2.1250	2040.02.15	1.52
29	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	200,000	13,750.90	28,887,266	14,411.45	30,540,461	2.1250	2041.02.15	1.51
30	FRANCE (GOVT OF)	フランス	国債証券	200,000	13,863.94	29,661,346	14,193.24	30,339,190	1.1000	2022.07.25	1.50

（注１）外貨建債券の単価および金額は、平成25年４月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。
（注２）物価連動国債の単価は、連動係数を考慮しております。また、利金調整方式を採用している銘柄については、物価連動指数を考慮した利率を表示しております。

種類別投資比率（平成25年４月30日現在）

種　　類	投資比率（%）
国 債 証 券	97.33
合　　計	97.33

株式業種別投資比率（平成25年４月30日現在）
該当事項はありません。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
①【純資産の推移】

（単位：円）

期　間	純資産総額(分配落ち)	純資産総額(分配付き)	基準価額(分配落ち)	基準価額(分配付き)

第1期特定期間	第1期計算期間末	1,351,683,350	1,366,537,959	10,009	10,119
	第2期計算期間末	1,696,648,643	1,733,344,071	10,172	10,392
第2期特定期間	第3期計算期間末	3,082,212,420	3,148,404,348	10,244	10,464
	第4期計算期間末	5,897,438,549	5,997,646,611	10,005	10,175
第3期特定期間	第5期計算期間末	11,241,539,859	11,280,931,508	9,988	10,023
	第6期計算期間末	11,616,797,908	11,842,037,600	10,315	10,515
第4期特定期間	第7期計算期間末	11,177,029,877	11,380,880,027	10,418	10,608
	第8期計算期間末	10,620,893,754	10,829,343,046	10,190	10,390
第5期特定期間	第9期計算期間末	10,390,373,288	10,673,599,140	10,272	10,552
	第10期計算期間末	10,122,592,901	10,263,570,378	10,052	10,192
第6期特定期間	第11期計算期間末	9,720,635,358	9,816,844,911	10,104	10,204
	第12期計算期間末	8,746,031,501	8,771,881,765	9,473	9,501
第7期特定期間	第13期計算期間末	8,637,082,247	8,682,004,406	9,998	10,050
	第14期計算期間末	7,777,011,539	7,801,429,231	9,555	9,585
第8期特定期間	第15期計算期間末	5,788,934,682	5,806,073,807	7,431	7,453
	第16期計算期間末	5,936,799,382	5,952,575,583	7,903	7,924
第9期特定期間	第17期計算期間末	5,841,896,748	5,870,492,524	8,172	8,212
	第18期計算期間末	5,585,693,666	5,600,138,193	8,121	8,142
第10期特定期間	第19期計算期間末	4,997,729,410	5,017,799,789	8,217	8,250
	第20期計算期間末	4,419,558,464	4,428,547,917	7,866	7,882
第11期特定期間	第21期計算期間末	4,034,018,304	4,042,290,199	7,803	7,819
	第22期計算期間末	3,661,610,787	3,668,731,188	7,714	7,729
第12期特定期間	第23期計算期間末	3,081,453,905	3,087,608,557	7,510	7,525
	第24期計算期間末	2,744,488,466	2,755,293,479	7,620	7,650
第13期特定期間	第25期計算期間末	2,600,099,943	2,610,252,376	7,683	7,713
	第26期計算期間末	2,341,869,103	2,345,010,188	7,456	7,466
第14期特定期間	第27期計算期間末	2,123,963,416	2,131,239,161	7,590	7,616
	第28期計算期間末	2,138,707,877	2,146,088,144	8,114	8,142
第15期特定期間	第29期計算期間末	1,938,673,056	1,940,660,790	7,803	7,811
	第30期計算期間末	1,848,060,355	1,853,677,871	7,896	7,920
第16期特定期間	第31期計算期間末	1,875,155,155	1,881,296,967	8,549	8,577
	第32期計算期間末（平成25年3月21日）	1,926,957,571	1,933,443,887	9,507	9,539
平成24年4月末日		2,067,794,560	－	8,046	－
平成24年5月末日		1,939,175,893	－	7,727	－
平成24年6月末日		1,910,911,420	－	7,753	－
平成24年7月末日		1,869,912,653	－	7,733	－
平成24年8月末日		1,846,594,567	－	7,844	－
平成24年9月末日		1,809,470,698	－	7,788	－
平成24年10月末日		1,778,757,229	－	7,984	－
平成24年11月末日		1,829,541,374	－	8,318	－
平成24年12月末日		1,922,539,021	－	8,823	－
平成25年1月末日		1,995,282,325	－	9,246	－
平成25年2月末日		1,880,065,263	－	9,202	－
平成25年3月末日		1,898,379,774	－	9,398	－
平成25年4月末日		1,943,420,392	－	9,972	－

（注１）基準価額は１万口当たりの純資産額です。
（注２）表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

②【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間（平成17年6月20日）	110円
	第2期計算期間（平成17年9月20日）	220円

第2期特定期間	第3期計算期間 (平成17年12月20日)	220円
	第4期計算期間 (平成18年3月20日)	170円
第3期特定期間	第5期計算期間 (平成18年6月20日)	35円
	第6期計算期間 (平成18年9月20日)	200円
第4期特定期間	第7期計算期間 (平成18年12月20日)	190円
	第8期計算期間 (平成19年 3月20日)	200円
第5期特定期間	第9期計算期間 (平成19年6月20日)	280円
	第10期計算期間 (平成19年9月20日)	140円
第6期特定期間	第11期計算期間 (平成19年12月20日)	100円
	第12期計算期間 (平成20年3月21日)	28円
第7期特定期間	第13期計算期間 (平成20年6月20日)	52円
	第14期計算期間 (平成20年9月22日)	30円
第8期特定期間	第15期計算期間 (平成20年12月22日)	22円
	第16期計算期間 (平成21年3月23日)	21円
第9期特定期間	第17期計算期間 (平成21年6月22日)	40円
	第18期計算期間 (平成21年9月24日)	21円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第10期特定期間	第19期計算期間 (平成21年12月21日)	33円
	第20期計算期間 (平成22年3月23日)	16円
第11期特定期間	第21期計算期間 (平成22年6月21日)	16円
	第22期計算期間 (平成22年9月21日)	15円

第12期特定期間	第23期計算期間 (平成22年12月20日)	15円
	第24期計算期間 (平成23年3月22日)	30円
第13期特定期間	第25期計算期間 (平成23年6月20日)	30円
	第26期計算期間 (平成23年9月20日)	10円
第14期特定期間	第27期計算期間 (平成23年12月20日)	26円
	第28期計算期間 (平成24年3月21日)	28円
第15期特定期間	第29期計算期間 (平成24年6月20日)	8円
	第30期計算期間 (平成24年9月20日)	24円
第16期特定期間	第31期計算期間 (平成24年12月20日)	28円
	第32期計算期間 (平成25年3月21日)	32円

③【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成17年6月20日)	1.19%
	第2期計算期間 (平成17年9月20日)	3.83%
第2期特定期間	第3期計算期間 (平成17年12月20日)	2.87%
	第4期計算期間 (平成18年3月20日)	△0.67%
第3期特定期間	第5期計算期間 (平成18年6月20日)	0.18%
	第6期計算期間 (平成18年9月20日)	5.28%
第4期特定期間	第7期計算期間 (平成18年12月20日)	2.84%
	第8期計算期間 (平成19年3月20日)	△0.27%
第5期特定期間	第9期計算期間 (平成19年6月20日)	3.55%
	第10期計算期間 (平成19年9月20日)	△0.78%

第6期特定期間	第11期計算期間 (平成19年12月20日)	1.51%
	第12期計算期間 (平成20年3月21日)	△5.97%
第7期特定期間	第13期計算期間 (平成20年6月20日)	6.09%
	第14期計算期間 (平成20年9月22日)	△4.13%
第8期特定期間	第15期計算期間 (平成20年12月22日)	△22.00%
	第16期計算期間 (平成21年3月23日)	6.63%
第9期特定期間	第17期計算期間 (平成21年6月22日)	3.91%
	第18期計算期間 (平成21年9月24日)	△0.37%

特定期間	決算期	収益率
第10期特定期間	第19期計算期間 (平成21年12月21日)	1.59%
	第20期計算期間 (平成22年3月23日)	△4.08%
第11期特定期間	第21期計算期間 (平成22年6月21日)	△0.60%
	第22期計算期間 (平成22年9月21日)	△0.95%
第12期特定期間	第23期計算期間 (平成22年12月20日)	△2.45%
	第24期計算期間 (平成23年3月22日)	1.86%
第13期特定期間	第25期計算期間 (平成23年6月20日)	1.22%
	第26期計算期間 (平成23年9月20日)	△2.82%
第14期特定期間	第27期計算期間 (平成23年12月20日)	2.15%
	第28期計算期間 (平成24年3月21日)	7.27%
第15期特定期間	第29期計算期間 (平成24年6月20日)	△3.73%
	第30期計算期間 (平成24年9月20日)	1.50%

第16期特定期間	第31期計算期間 (平成24年12月20日)	8.62%
	第32期計算期間 (平成25年3月21日)	11.58%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第１期計算期間の収益率は、１万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注２）収益率は小数第３位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	1,361,419,000口	11,000,000口
	第2期計算期間	425,905,000口	108,350,000口
第2期特定期間	第3期計算期間	1,473,540,000口	132,790,000口
	第4期計算期間	2,960,247,915口	74,380,000口
第3期特定期間	第5期計算期間	5,454,345,192口	94,180,091口
	第6期計算期間	694,784,223口	687,556,611口
第4期特定期間	第7期計算期間	495,559,426口	1,028,588,743口
	第8期計算期間	310,787,451口	617,278,154口
第5期特定期間	第9期計算期間	265,614,505口	572,870,104口
	第10期計算期間	367,545,229口	412,934,418口
第6期特定期間	第11期計算期間	116,396,810口	565,261,233口
	第12期計算期間	60,575,957口	449,294,125口
第7期特定期間	第13期計算期間	58,430,250口	651,790,613口
	第14期計算期間	67,339,802口	566,985,678口
第8期特定期間	第15期計算期間	4,587,554口	353,307,123口
	第16期計算期間	2,257,884口	280,292,378口
第9期特定期間	第17期計算期間	2,007,467口	365,540,367口
	第18期計算期間	10,387,644口	280,985,026口
第10期特定期間	第19期計算期間	3,938,856口	800,352,446口
	第20期計算期間	3,150,022口	466,674,725口
第11期特定期間	第21期計算期間	1,357,065口	449,830,694口
	第22期計算期間	1,255,915口	424,256,388口
第12期特定期間	第23期計算期間	1,189,339口	645,021,984口
	第24期計算期間	3,448,768口	504,879,141口
第13期特定期間	第25期計算期間	4,757,353口	222,283,952口
	第26期計算期間	1,141,944口	244,200,625口
第14期特定期間	第27期計算期間	418,368口	343,140,755口
	第28期計算期間	1,049,128口	163,602,897口
第15期特定期間	第29期計算期間	30,890,450口	182,032,394口
	第30期計算期間	27,491,511口	171,527,579口
第16期特定期間	第31期計算期間	4,657,420口	151,784,584口
	第32期計算期間	42,898,700口	209,429,266口

（注）第１期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

＜参考情報＞

運用実績

海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし）　愛称：PIファンド（為替ヘッジなし）

2013年4月30日現在

＜基準価額・純資産の推移＞　(2005年3月31日～2013年4月30日)

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
※基準価額（分配金再投資）は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
※ベンチマークはバークレイズ世界インフレ連動国債インデックス（G7除く日本、円ベース）です。当ファンドの設定時を10,000として指数化しています。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

＜分配の推移＞

2013年3月	32円
2012年12月	28円
2012年9月	24円
2012年6月	8円
2012年3月	28円
設定来累計	2,390円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

＜主要な資産の状況＞

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	97.14%
その他資産	2.86%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

外貨建有価証券の通貨別配分（海外物価連動国債マザーファンド）

通貨	純資産比率
米ドル	49.18%
英ポンド	23.19%
ユーロ	22.02%
カナダドル	2.92%
-	-
合計	97.33%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10銘柄（海外物価連動国債マザーファンド）

銘柄名	償還日	利率	通貨	純資産比率
TSY I/L GILT	2037/11/22	1.125%	英ポンド	3.82%
TSY INFL IX N/B	2028/04/15	3.625%	米ドル	3.31%
TSY I/L STOC	2020/04/16	7.461%	英ポンド	2.91%
TSY I/L STOC	2024/07/17	6.287%	英ポンド	2.69%
TSY INFL IX N/B	2023/01/15	0.125%	米ドル	2.63%
TSY I/L STOC	2016/07/26	7.522%	英ポンド	2.63%
TSY INFL IX N/B	2017/01/15	2.375%	米ドル	2.56%
TSY INFL IX N/B	2018/01/15	1.625%	米ドル	2.47%
TSY I/L GILT	2032/11/22	1.250%	英ポンド	2.35%
BUONI POLIENNALI DEL TES	2019/09/15	2.350%	ユーロ	2.13%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。　組入銘柄数：63銘柄

＜年間収益率の推移＞

暦年ベース

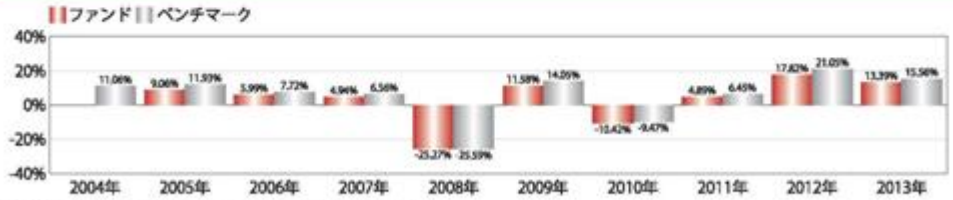

※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
※ベンチマークはバークレイズ世界インフレ連動国債インデックス（G7除く日本、円ベース）です。
※当ファンドの設定前年までについては、ベンチマークの収益率のみ記載しています。
※2005年については、当ファンド・ベンチマークともに、当ファンドの設定時から12月末までの収益率を記載しています。
※2013年については、年初から4月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

9

第２ 【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は１口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第１ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし）自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、取得申し込みの受付を行いません。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

２【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも１口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

※平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年１月４日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社　ヘルプデスク
フリーダイヤル　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（http://www.shinkotoushin.co.jp/）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ヘ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休業日およびニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

（ト）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社　ヘルプデスク
フリーダイヤル　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.shinkotoushin.co.jp/

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価

公社債等	原則として基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

※外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年３月21日から６月20日まで、６月21日から９月20日まで、９月21日から12月20日まで、12月21日から翌年３月20日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、投資信託契約締結日から３年を経過した日以降において受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第54条第２項から第６項の規定にしたがいます。

（ロ）委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第54条第３項から第５項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得

ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第59条第４項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「ｂ．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．投資信託約款の変更

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

ｃ．異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対し異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「ａ．信託の終了」または「ｂ．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

ｄ．運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として６ヵ月ごと（原則として３月、９月の各計算期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会

社で、受け取ることができます。

ｅ．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ｆ．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｇ．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

ｈ．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．投資信託財産の保存にかかる業務

２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

ｉ．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から１年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とします。

４【受益者の権利等】

ａ．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その

権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

ｂ．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から販売会社において受益者に支払います。

ｃ．償還金請求権

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第３ 【ファンドの経理状況】

（1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（3） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期特定期間（平成24年9月21日から平成25年3月21日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし） 財務諸表

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期特定期間末 (平成24年 9月20日現在)	第16期特定期間末 (平成25年 3月21日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	961,094	814,336
コール・ローン	28,237,771	29,747,765
親投資信託受益証券	1,832,625,914	1,908,019,347
未収入金	10,000,000	―
未収利息	42	36
流動資産合計	1,871,824,821	1,938,581,484
資産合計	1,871,824,821	1,938,581,484
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,617,516	6,486,316
未払解約金	13,146,727	―
未払受託者報酬	199,152	204,521
未払委託者報酬	4,779,491	4,908,456
その他未払費用	21,580	24,620
流動負債合計	23,764,466	11,623,913
負債合計	23,764,466	11,623,913
純資産の部		
元本等		
元本	2,340,631,784	2,026,974,054
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△492,571,429	△100,016,483
（分配準備積立金）	13,356,979	11,581,678
元本等合計	1,848,060,355	1,926,957,571
純資産合計	1,848,060,355	1,926,957,571
負債純資産合計	1,871,824,821	1,938,581,484

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期特定期間 自平成24年 3月22日 至平成24年 9月20日	第16期特定期間 自平成24年 9月21日 至平成25年 3月21日
営業収益		
受取利息	8,582	8,318
有価証券売買等損益	△40,616,664	372,593,433
営業収益合計	△40,608,082	372,601,751
営業費用		
受託者報酬	412,665	395,109
委託者報酬	9,903,800	9,482,484
その他費用	38,626	47,554
営業費用合計	10,355,091	9,925,147
営業利益	△50,963,173	362,676,604
経常利益	△50,963,173	362,676,604
当期純利益	△50,963,173	362,676,604
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△2,654,716	15,310,179
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△497,101,919	△492,571,429
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,232,964	62,220,189
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,232,964	62,220,189
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,788,767	4,403,540
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,788,767	4,403,540
分配金	7,605,250	12,628,128
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△492,571,429	△100,016,483

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第16期特定期間 自　平成24年　9月21日 至　平成25年　3月21日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成24年9月21日から平成25年3月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第15期特定期間末 ［平成24年　9月20日現在］	第16期特定期間末 ［平成25年　3月21日現在］
1.特定期間末日における受益権の総数 2,340,631,784口	1.特定期間末日における受益権の総数 2,026,974,054口
2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　492,571,429円	2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　100,016,483円
3.特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.7896円 （1万口当たり純資産額）　（7,896円）	3.特定期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.9507円 （1万口当たり純資産額）　（9,507円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第15期特定期間 自　平成24年　3月22日 至　平成24年　9月20日	第16期特定期間 自　平成24年　9月21日 至　平成25年　3月21日
分配金の計算過程	（1）第29期計算期間（平成24年3月22日から平成24年6月20日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,059,080円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,961,838円）及び分配準備積立金（14,147,243円）より分配対象収益は27,168,161円（1万口当たり109.31円）であり、うち1,987,734円（1万口当たり8円）を分配しております。 （2）第30期計算期間（平成24年6月21日から平成24年9月20日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,651,338円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,498,745円）及び分配準備積立金（13,323,157円）より分配対象収益は29,473,240円（1万口当たり125.90円）であり、うち5,617,516円（1万口当たり24円）を分配しております。	（1）第31期計算期間（平成24年9月21日から平成24年12月20日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,224,360円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,868,406円）及び分配準備積立金（12,544,544円）より分配対象収益は28,637,310円（1万口当たり130.52円）であり、うち6,141,812円（1万口当たり28円）を分配しております。 （2）第32期計算期間（平成24年12月21日から平成25年3月21日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,606,941円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,397,532円）及び分配準備積立金（11,461,053円）より分配対象収益は27,465,526円（1万口当たり135.48円）であり、うち6,486,316円（1万口当たり32円）を分配しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

区　分	第15期特定期間 自 平成24年 3月22日 至 平成24年 9月20日	第16期特定期間 自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第15期特定期間末 ［平成24年 9月20日現在］	第16期特定期間末 ［平成25年 3月21日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第15期特定期間 自 平成24年 3月22日 至 平成24年 9月20日	第16期特定期間 自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区　分	第15期特定期間末 ［平成24年 9月20日現在］	第16期特定期間末 ［平成25年 3月21日現在］
期首元本額	2,635,809,796円	2,340,631,784円
期中追加設定元本額	58,381,961円	47,556,120円
期中一部解約元本額	353,559,973円	361,213,850円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種　類	第15期特定期間末 ［平成24年 9月20日現在］	第16期特定期間末 ［平成25年 3月21日現在］
	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）	当特定期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	31,973,256	203,570,154
合　計	31,973,256	203,570,154

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種　類	第15期特定期間末 ［平成24年 9月20日現在］	第16期特定期間末 ［平成25年 3月21日現在］
	該当事項はありません。	同左

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	海外物価連動国債マザーファンド	1,442,736,747	1,908,019,347	
合　計		1,442,736,747	1,908,019,347	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「海外物価連動国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「海外物価連動国債マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	［平成24年 9月20日現在］	［平成25年 3月21日現在］
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	3,064,714	33,514,347
コール・ローン	62,564,674	18,912,695
国債証券	1,889,943,796	1,948,579,529
未収入金	―	137,188,221
未収利息	6,800,330	8,836,131
前払費用	17,286	23,252
流動資産合計	1,962,390,800	2,147,054,175
資産合計	1,962,390,800	2,147,054,175
負債の部		
流動負債		
未払金	―	157,027,282
未払解約金	10,000,000	―
流動負債合計	10,000,000	157,027,282
負債合計	10,000,000	157,027,282
純資産の部		
元本等		
元本	1,802,258,473	1,504,801,755
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	150,132,327	485,225,138
元本等合計	1,952,390,800	1,990,026,893
純資産合計	1,952,390,800	1,990,026,893
負債純資産合計	1,962,390,800	2,147,054,175

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。

（貸借対照表に関する注記）

［平成24年 9月20日現在］	［平成25年 3月21日現在］
1.本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 1,802,258,473口	1.本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数 1,504,801,755口

2.本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.0833円 （1万口当たり純資産額）（10,833円）	2.本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.3225円 （1万口当たり純資産額）（13,225円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

区　分	自 平成24年 3月22日 至 平成24年 9月20日	自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

［平成24年 9月20日現在］	［平成25年 3月21日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2.時価の算定方法 国債証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2.時価の算定方法 国債証券 同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成24年 3月22日 至 平成24年 9月20日	自 平成24年 9月21日 至 平成25年 3月21日
	該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

区　　分	［平成24年 9月20日現在］	［平成25年 3月21日現在］
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,038,823,737円	1,802,258,473円
同期中における追加設定元本額	82,286,879円	7,749,712円
同期中における一部解約元本額	318,852,143円	305,206,430円
同期末における元本の内訳		
海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし）	1,691,706,743円	1,442,736,747円
海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジあり）	110,551,730円	62,065,008円
合　　計	1,802,258,473円	1,504,801,755円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種　類	［平成24年 9月20日現在］	［平成25年 3月21日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	75,015,703	96,046,411
合　計	75,015,703	96,046,411

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種　類	［平成24年 9月20日現在］	［平成25年 3月21日現在］
	該当事項はありません。	同左

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

通　貨	種　類	銘　　柄	券面総額	評 価 額	備考
米 ド ル	国債証券		米ドル	米ドル	
		TSY INFL IX N/B 2% 2014/7/15	200,000.00	258,964.17	

		TSY INFL IX N/B 1.625% 2015/1/15	200,000.00	257,647.51	
		TSY INFL IX N/B 0.5% 2015/4/15	300,000.00	335,158.77	
		TSY INFL IX N/B 1.875% 2015/7/15	200,000.00	259,976.22	
		TSY INFL IX N/B 2% 2016/1/15	300,000.00	388,049.24	
		TSY INFL IX N/B 0.125% 2016/4/15	300,000.00	332,431.66	
		TSY INFL IX N/B 2.5% 2016/7/15	200,000.00	264,009.68	
		TSY INFL IX N/B 2.375% 2017/1/15	400,000.00	532,887.21	
		TSY INFL IX N/B 2.625% 2017/7/15	200,000.00	267,457.95	
		TSY INFL IX N/B 1.625% 2018/1/15	400,000.00	512,382.38	
		TSY INFL IX N/B 1.375% 2018/7/15	300,000.00	375,051.17	
		TSY INFL IX N/B 2.125% 2019/1/15	200,000.00	261,264.67	
		TSY INFL IX N/B 1.875% 2019/7/15	300,000.00	395,316.01	
		TSY INFL IX N/B 1.375% 2020/1/15	300,000.00	379,409.67	
		TSY INFL IX N/B 1.25% 2020/7/15	300,000.00	377,087.66	
		TSY INFL IX N/B 1.125% 2021/1/15	300,000.00	370,884.34	
		TSY INFL IX N/B 0.625% 2021/7/15	200,000.00	232,775.38	
		TSY INFL IX N/B 0.125% 2022/1/15	100,000.00	110,213.68	
		TSY INFL IX N/B 0.125% 2022/7/15	300,000.00	325,812.54	
		TSY INFL IX N/B 0.125% 2023/1/15	500,000.00	534,845.60	
		TSY INFL IX N/B 2.375% 2025/1/15	200,000.00	326,422.22	
		TSY INFL IX N/B 2% 2026/1/15	200,000.00	300,592.28	
		TSY INFL IX N/B 2.375% 2027/1/15	200,000.00	309,215.73	
		TSY INFL IX N/B 1.75% 2028/1/15	200,000.00	278,047.26	
		TSY INFL IX N/B 3.625% 2028/4/15	300,000.00	663,394.98	
		TSY INFL IX N/B 2.5% 2029/1/15	200,000.00	298,066.87	
		TSY INFL IX N/B 3.875% 2029/4/15	100,000.00	226,379.10	
		TSY INFL IX N/B 3.375% 2032/4/15	100,000.00	207,344.26	
		TSY INFL IX N/B 2.125% 2040/2/15	200,000.00	297,463.32	
		TSY INFL IX N/B 2.125% 2041/2/15	200,000.00	295,008.85	
		TSY INFL IX N/B 0.625% 2043/2/15	300,000.00	297,922.13	
米ドル建小計			米ドル 7,700,000.00	米ドル 10,271,482.51 (985,035,172円)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
カナダドル	国債証券		カナダドル	カナダドル	
		CANADA-GOV'T REAL RETURN 4.25% 2026/12/1	100,000.00	218,805.05	
		CANADA-GOV'T REAL RETURN 4% 2031/12/1	100,000.00	222,986.33	
		CANADA-GOV'T REAL RETURN 2% 2041/12/1	100,000.00	152,320.36	
カナダドル建小計			カナダドル 300,000.00	カナダドル 594,111.74 (55,561,329円)	
ユーロ	国債証券		ユーロ	ユーロ	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 2.1% 2016/9/15	300,000.00	321,825.45	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 2.35% 2019/9/15	300,000.00	326,167.09	
		BUONI POLIENNALI DEL TES 3.1% 2026/9/15	200,000.00	204,967.00	
		DEUTSCHLAND I/L BOND 1.5% 2016/4/15	200,000.00	247,950.08	
		DEUTSCHLAND I/L BOND 0.75% 2018/4/15	200,000.00	228,774.02	
		DEUTSCHLAND I/L BOND 1.75% 2020/4/15	200,000.00	254,384.33	
		DEUTSCHLAND I/L BOND 0.1% 2023/4/15	100,000.00	107,004.99	
		FRANCE (GOVT OF) 1.6% 2015/7/25	100,000.00	123,805.50	
		FRANCE (GOVT OF) 0.45% 2016/7/25	100,000.00	109,332.08	
		FRANCE (GOVT OF) 1% 2017/7/25	200,000.00	243,497.79	
		FRANCE (GOVT OF) 1.3% 2019/7/25	100,000.00	118,129.29	
		FRANCE (GOVT OF) 2.25% 2020/7/25	200,000.00	283,829.68	

		FRANCE (GOVT OF) 1.1% 2022/7/25	200,000.00	231,403.86	
		FRANCE (GOVT OF) 2.1% 2023/7/25	200,000.00	259,325.56	
		FRANCE (GOVT OF) 1.85% 2027/7/25	100,000.00	122,279.08	
		FRANCE (GOVT OF) 3.15% 2032/7/25	200,000.00	345,805.37	
		FRANCE (GOVT OF) 1.8% 2040/7/25	200,000.00	275,400.84	
ユ　ー　ロ　建　小　計			ユーロ 3,100,000.00	ユーロ 3,803,882.01 (471,909,602円)	

通　貨	種　類	銘　　柄	券面総額	評 価 額	備考
英ポンド	国債証券		英ポンド	英ポンド	
		TSY I/L GILT 0.5% 2050/3/22	100,000.00	139,142.82	
		TSY I/L GILT 0.125% 2029/3/22	100,000.00	115,625.99	
		TSY I/L GILT 0.125% 2044/3/22	100,000.00	106,982.02	
		TSY I/L GILT 0.75% 2034/3/22	100,000.00	129,841.04	
		TSY I/L GILT 0.75% 2047/11/22	100,000.00	151,981.39	
		TSY I/L GILT 0.375% 2062/3/22	100,000.00	126,862.37	
		TSY I/L GILT 0.625% 2042/11/22	100,000.00	142,707.95	
		TSY I/L GILT 1.25% 2032/11/22	200,000.00	306,169.51	
		TSY I/L GILT 1.25% 2055/11/22	100,000.00	199,748.39	
		TSY I/L GILT 1.125% 2037/11/22	300,000.00	491,460.97	
		TSY I/L STOC 7.5224% 2016/7/26	100,000.00	352,780.00	
		TSY I/L STOC 7.3222% 2020/4/16	100,000.00	390,357.00	
		TSY I/L STOC 6.2866% 2024/7/17	100,000.00	356,650.00	
英　ポ　ン　ド　建　小　計			英ポンド 1,600,000.00	英ポンド 3,010,309.45 (436,073,426円)	
合　　計			－	円 1,948,579,529 (1,948,579,529)	

有価証券明細表注記

1.小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通　　貨	銘　柄　数	組入債券時価比率	有価証券の合計額に対する比率
米　ド　ル	債 券　31銘柄	49.5%	50.6%
カ ナ ダ ド ル	債 券　3銘柄	2.8%	2.9%
ユ　ー　ロ	債 券　17銘柄	23.7%	24.2%
英 ポ ン ド	債 券　13銘柄	21.9%	22.4%

（注1）組入債券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年4月30日現在）

「海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし）」

Ⅰ資産総額	1,951,591,792 円
Ⅱ負債総額	8,171,400 円
Ⅲ純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,943,420,392 円
Ⅳ発行済口数	1,948,787,352 口
Ⅴ1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	9,972 円

（参考）

「海外物価連動国債マザーファンド」

Ⅰ資産総額	2,022,069,044 円
Ⅱ負債総額	－ 円
Ⅲ純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,022,069,044 円
Ⅳ発行済口数	1,455,410,447 口
Ⅴ1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	13,893 円

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額（平成25年４月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

直近５ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会の決議により、取締役の中から会長１名、社長１名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役３名以内を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要なる業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図（平成25年４月末現在）

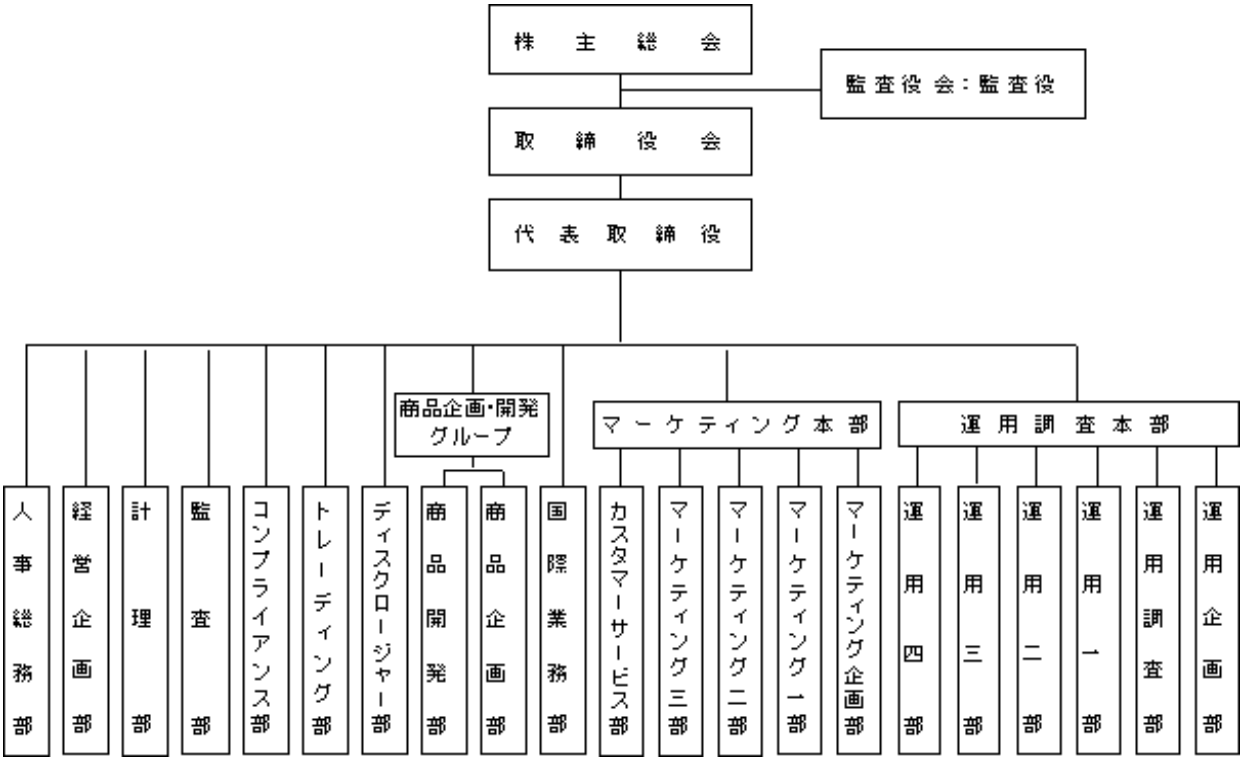

（ハ）投資運用の意思決定機構

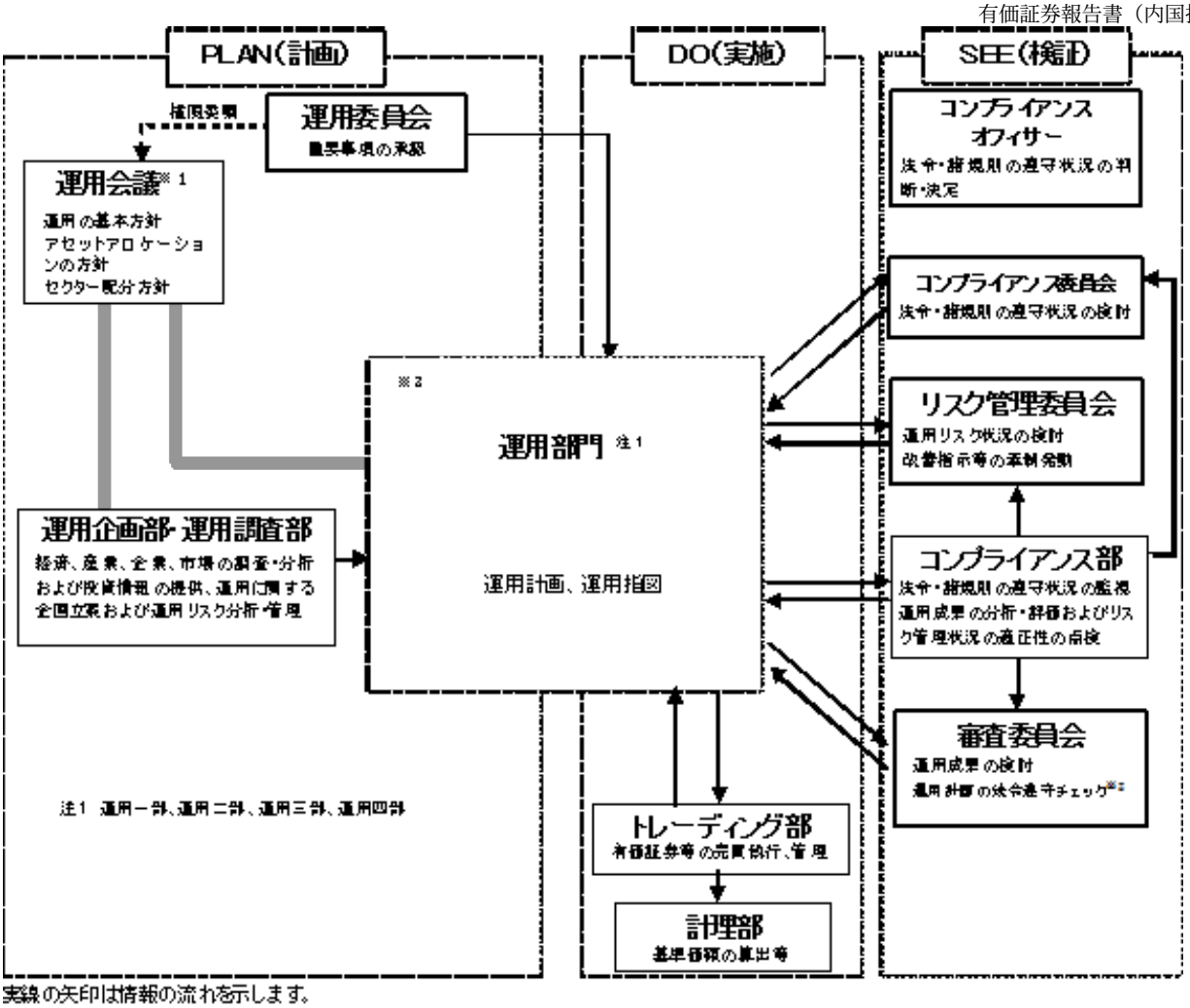

実線の矢印は情報の流れを示します。
※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。
※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。
※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年４月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成25年４月30日現在）

種類			ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計			213	3,115,017
	株式投資信託（合計）		184	2,513,146
		単位型	1	2,446
		追加型	183	2,510,700
	公社債投資信託（合計）		29	601,870
		単位型	2	984
		追加型	27	600,886

3 【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,592,890	10,766,270
有価証券	6,903,772	5,259,693
貯蔵品	268	1,062
立替金	2,141	30,280
前払金	26,845	25,483
前払費用	18,185	20,286
未収入金	29	―
未収委託者報酬	1,805,198	1,891,689
未収運用受託報酬	105,245	86,074
未収収益	27,583	13,810
繰延税金資産	183,764	192,202
流動資産合計	17,665,924	18,286,853
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 18,397	※2 15,051
構築物（純額）	※2 2,156	※2 1,886
器具・備品（純額）	※2 145,416	※2 95,877
リース資産（純額）	※2 3,064	※2 680
建設仮勘定	6,663	―
有形固定資産合計	175,697	113,496
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	※3 38,365	※3 39,774
ソフトウェア仮勘定	6,554	―
無形固定資産合計	45,012	39,866
投資その他の資産		
投資有価証券	4,293,799	2,929,683
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	125,621	125,515
長期繰延税金資産	65,901	8,695
前払年金費用	471,439	410,271
その他	22,000	10,632
貸倒引当金	△13,350	-
投資その他の資産合計	5,042,512	3,561,898
固定資産合計	5,263,222	3,715,261
資産合計	22,929,146	22,002,115

(単位：千円)

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	17,113	18,156
リース債務	6,508	1,206
未払金		
未払収益分配金	584	336
未払償還金	18,249	14,470
未払手数料	※1　920,180	※1　964,634
その他未払金	281,635	195,035
未払金合計	1,220,650	1,174,476
未払費用	388,419	402,634
未払法人税等	652,412	471,902
賞与引当金	257,200	299,000
役員賞与引当金	35,000	45,500
流動負債合計	2,577,303	2,412,875
固定負債		
長期リース債務	2,362	1,156
退職給付引当金	169,955	168,209
役員退職慰労引当金	75,625	80,416
執行役員退職慰労引当金	128,916	99,750
固定負債合計	376,859	349,532
負債合計	2,954,163	2,762,408
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計	12,905,651	11,919,497
自己株式	△6,827	△72,415
株主資本合計	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△209,840	106,625
評価・換算差額等合計	△209,840	106,625
純資産合計	19,974,983	19,239,706
負債純資産合計	22,929,146	22,002,115

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 （自　平成23年4月　1日 至　平成24年3月31日）	当事業年度 （自　平成24年4月　1日 至　平成25年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	19,353,740	19,893,907
運用受託報酬	196,866	170,563
営業収益合計	19,550,606	20,064,471

営業費用		
支払手数料	※1　10,353,047	※1　10,580,803
広告宣伝費	239,373	213,908
公告費	4,161	1,919
調査費		
調査費	258,007	275,599
委託調査費	2,747,489	2,855,086
図書費	6,390	5,332
調査費合計	3,011,888	3,136,017
委託計算費	502,554	533,813
営業雑経費		
通信費	38,375	37,161
印刷費	151,954	132,025
協会費	12,077	14,855
諸会費	2,867	3,088
その他	27,590	23,541
営業雑経費合計	232,865	210,672
営業費用合計	14,343,891	14,677,134
一般管理費		
給料		
役員報酬	92,370	93,516
給料・手当	1,276,693	1,395,728
賞与	228,039	221,930
給料合計	1,597,103	1,711,175
交際費	13,677	9,782
寄付金	7,752	2,465
旅費交通費	81,442	81,050
租税公課	44,308	52,119
不動産賃借料	200,662	211,739
賞与引当金繰入	257,200	299,000
役員賞与引当金繰入	35,000	45,500
役員退職慰労引当金繰入	36,761	28,335
退職給付費用	157,497	195,268
減価償却費	86,469	88,183
諸経費	490,232	533,744
一般管理費合計	3,008,107	3,258,364
営業利益	2,198,608	2,128,972

(単位：千円)

	前事業年度 （自　平成23年4月　1日 至　平成24年3月31日）	当事業年度 （自　平成24年4月　1日 至　平成25年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	53,031	157,357
有価証券利息	39,104	12,764
受取利息	24,291	22,364
時効成立分配金・償還金	11,287	3,608
雑益	2,968	26,471
営業外収益合計	130,682	222,565
営業外費用		
支払利息	572	222

時効成立後支払分配金・償還金	3,264	1,339
雑損	6,174	22
営業外費用合計	10,011	1,585
経常利益	2,319,278	2,349,952
特別利益		
貸倒引当金戻入	―	1,982
投資有価証券売却益	10,098	146,334
特別利益合計	10,098	148,316
特別損失		
貸倒引当金繰入額	13,350	―
固定資産除却損	※2 499	※2 101
投資有価証券売却損	25,606	37,198
投資有価証券評価損	―	49,352
減損損失	441	4,291
特別損失合計	39,897	90,943
税引前当期純利益	2,289,480	2,407,325
法人税、住民税及び事業税	1,006,533	983,713
法人税等調整額	△51,486	△129,642
法人税等合計	955,047	854,070
当期純利益	1,334,432	1,553,255

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	12,118,000	11,118,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	△1,000,000	△1,118,000

当期変動額合計	△1,000,000	△1,118,000
当期末残高	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,646,588	1,427,158
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
別途積立金の取崩	1,000,000	1,118,000
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	△1,219,430	131,845
当期末残高	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計		
当期首残高	15,125,082	12,905,651
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	△2,219,430	△986,154
当期末残高	12,905,651	11,919,497

(単位：千円)

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
自己株式		
当期首残高	△6,827	△6,827
当期変動額		
自己株式の取得	―	△65,588
当期変動額合計	―	△65,588
当期末残高	△6,827	△72,415
株主資本合計		
当期首残高	22,404,254	20,184,823
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
自己株式の取得	―	△65,588
当期変動額合計	△2,219,430	△1,051,742
当期末残高	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△227,077	△209,840
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	17,237	316,465
当期末残高	△209,840	106,625
純資産合計		
当期首残高	22,177,176	19,974,983
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255

自己株式の取得	―	△65,588
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	△2,202,193	△735,276
当期末残高	19,974,983	19,239,706

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

（2）関連会社株式

総平均法による原価法

（3）その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　8～18年
構築物　20年
器具備品　2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

（2）無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌期から費用処理することとしております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

（5）執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

①概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正(退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等)

②適用予定日

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用予定

③当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
未払手数料	598,017千円	572,094千円

※2．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	517,744千円	578,691千円

※3．無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
無形固定資産の減価償却累計額	227,314千円	238,992千円

（損益計算書関係）

※1．各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
支払手数料	7,038,413千円	6,343,293千円

※2．固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度

	（自　平成23年4月1日 至　平成24年3月31日）	（自　平成24年4月1日 至　平成25年3月31日）
器具・備品	499千円	101千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	－	－	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	－	－	756

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日
平成24年2月28日 臨時株主総会	普通株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	－	－	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	8,630	－	9,386

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月25日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「２．固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	－

(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
その他有価証券	9,472,598	9,472,598	―
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	―
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	24	24	―

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	―
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
その他有価証券	7,490,195	7,490,195	―
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	―

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度（平成24年3月31日）	当事業年度（平成25年3月31日）
非上場株式	299,887	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1) 預金	8,592,815	―	―	―
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,000,000	500,000	―	―
その他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	―
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	―	―	―

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1) 預金	10,766,163	―	―	―

(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	500,000	—	—	—
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	—	—	—

(有価証券関係)

１．満期保有目的の債券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,502,185	1,506,150	3,964

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	—	—	—
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,129	500,400	270

２．関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
	小計	580,313	505,000	75,313

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	41,123	45,457	△4,333
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,002,560	1,003,574	△1,014
	③その他	—	—	—
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	△397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	△402,706
合計		9,472,598	9,799,991	△327,393

（注）非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	△74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	△74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

４．売却したその他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	—	△14,365
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	303,927	880	—
③その他	—	—	—
(3)その他	2,262,094	5,690	△3,590
合計	2,581,546	6,570	△17,955

当事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	△1,080
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—

②社債	―	―	―
③その他	―	―	―
(3)その他	3,921,927	108,259	△36,118
合計	4,028,282	146,334	△37,198

５．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について49,352千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	450,000	―	24	24
合計		450,000	―	24	24

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度（平成24年3月31日）	当事業年度（平成25年3月31日）
(1)退職給付債務（千円）	△1,162,110	△1,281,738
(2)年金資産（千円）	876,684	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)＋(2)　（千円）	△285,426	△262,764
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	645,782	547,641
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△58,871	△42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)＋(4)＋(5)　（千円）	301,484	242,061
(7)前払年金費用（千円）	471,439	410,271
(8)退職給付引当金(6)－(7)　（千円）	169,955	168,209

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度（自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日）	当事業年度（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

(1)勤務費用（千円）（注１）	80,752	108,925
(2)利息費用（千円）	23,098	17,431
(3)期待運用収益（減算）（千円）	18,807	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	73,807	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△16,055	△16,055
(6)小計(1)＋(2)－(3)＋(4)＋(5)（千円）	142,794	179,338
(7)その他（千円）（注２）	14,702	15,930
(8)退職給付費用(6)＋(7)（千円）	157,497	195,268

（注）１.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 20,250千円、当事業年度 34,585千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。
２.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	1.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,757千円	－千円
賞与引当金	111,065	130,944
減価償却超過額	3,087	796
退職給付引当金	106,517	95,500
役員退職慰労引当金	26,952	28,660
投資有価証券評価損	－	17,589
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	49,129	42,964
その他有価証券評価差額金	117,552	－
その他	47,307	63,091
繰延税金資産小計	494,801	407,976
評価性引当額	△ 76,506	－
繰延税金資産合計	418,294	407,976
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	－	△ 60,857
前払年金費用	△168,021	△146,220
その他	△607	－
繰延税金負債合計	△168,628	△207,078
繰延税金資産の純額	249,665	200,897

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	183,764千円	192,202千円
固定資産－長期繰延税金資産	65,901	8,695

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度

	（平成24年3月31日）	（平成25年3月31日）
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	38.01%
（調整）		
役員給与永久に損金算入されない項目		0.55
交際費等永久に損金算入されない項目		0.36
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		△0.51
住民税均等割		0.16
評価性引当額の増減		△3.18
その他		0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		35.48

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び
当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び
当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引	1,006,734	短期貸付金	—
							当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	7,038,413	未払手数料	598,017

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	165,316	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	74,884	その他未払金	7,593
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	18,000	その他未払金	3,150

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払	91,562 16,824 36,000	その他未払金 その他未払金 その他未払金	8,536 1,472 3,150

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

（１）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。

（２）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。

（３）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。

（４）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	10,960円24銭	10,607円02銭
1株当たり当期純利益金額	732円20銭	854円62銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
期中平均株式数（千株）	1,822	1,817

（重要な後発事象）

該当事項はありません

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件等委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成25年４月末現在、324,279百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表　（平成25年４月末現在）

名称	資本金の額（百万円）	事業の内容

みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
西村証券株式会社	500	同上
六和証券株式会社	204	同上
岡安証券株式会社	650	同上
永和証券株式会社	500	同上
三津井証券株式会社	558	同上
丸八証券株式会社	3,676	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270	同上
フィデリティ証券株式会社	5,957	同上
岡三オンライン証券株式会社	8,000	同上
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	同上
マネックス証券株式会社	7,425	同上
みずほ信託銀行株式会社（注）	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	同上
株式会社武蔵野銀行	45,743	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

（注）みずほ信託銀行株式会社におきましては、募集・販売の取り扱いは行っておりません。

２【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

（1）委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
（2）投資信託財産の計算
（3）その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

（1）募集・販売の取り扱い
（2）受益者に対する一部解約事務
（3）受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
（4）受益者に対する収益分配金の再投資
（5）受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
（6）受益者に対する運用報告書等の交付
（7）所得税および地方税の源泉徴収
（8）その他上記業務に付随する一切の業務

３【資本関係】

（1）みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
（2）委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
（注）関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的　：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第３　【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年12月10日 平成24年12月19日
有価証券報告書	平成24年12月19日
臨時報告書	平成24年９月28日 平成24年12月27日

独立監査人の監査報告書

平成２５年６月１９日

新 光 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田 中 俊 之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第５３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成２５年４月３０日

新 光 投 信 株 式 会 社
取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田 中 俊 之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし）の平成２４年９月２１日から平成２５年３月２１日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、海外物価連動国債ファンド（為替ヘッジなし）の平成２５年３月２１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ